

日医発第 657 号（介護）

令和 4 年 7 月 6 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

### 介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省老健局より、都道府県及び指定都市、中核市の介護保険主管部（局）長宛てに、介護療養型医療施設に関する介護保険法等の有効期限について、改めて周知する旨の通知が発出されましたので、情報提供いたします。

当該通知では、介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は令和 6 年 3 月 31 日までであることや、介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、指定の辞退等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行うこととされております。

あわせて、各都道府県における全ての介護療養型医療施設について、期限までに移行等の対応が完了するよう、必要な対応を改めて依頼する旨の事務連絡も発出されております。当該事務連絡においては、具体的には、個別の施設ごとに、介護医療院等への移行等の検討・対応状況を確認した上で、現段階において対応方針が未定の施設に対して早期の意思決定に向けた支援を行うなど、移行等の検討・対応に係る必要な支援をするよう示されております。

なお、厚生労働省では、令和 4 年度予算事業として「介護医療院開設移行状況把握及び研修等事業」を実施するとのことです。当該事業では、各許可権者（都道府県・指定都市・政令市）への介護療養型医療施設の移行状況等に関する調査や移行支援等に関する許可権者担当者向けの研修会を実施する他、必要に応じて、委託業者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）から各介護療養型医療施設に対して、移行等の検討・対応状況等をお伺

いするとともに、移行等の検討・対応の参考となる情報提供等を行う（電話又は訪問により実施）予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。また、本件について、貴会会員医療機関がお困りになっていることなどございましたら、本会までご相談いただきたく存じます。

## 記

（添付資料）

○介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について

（令4.6.28 老老発 0628 第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

○介護療養型医療施設の移行等にかかる対応について（依頼）

（令4.6.28 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

以上

老老発 0628 第 1 号  
令和 4 年 6 月 28 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 29 年 6 月 2 日付け医政発 0602 第 4 号・社援発 0602 第 10 号・老発 0602 第 3 号厚生労働省医政局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によりお知らせしているところですが、その有効期限が近づいていることから、改めて下記の内容について御了知の上、管内の市町村、介護療養型医療施設及びその関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

- 介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は、令和 6 年 3 月 31 日までであること。  
（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）第 3 条により改正された健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2）
- 介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 110 条第 4 項の規定を踏まえ、当該介護療養型医療施設の開設者は、指定の辞退等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行うこと。

事務連絡  
令和4年6月28日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室）御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

介護療養型医療施設の移行等にかかる対応について（依頼）

平素より介護保険行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

「介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について」（令和4年6月28日付け老老発 0628 第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）にて改めてお知らせしたとおり、介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は、令和6年3月末までとされています。

つきましては、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、貴管下の全ての介護療養型医療施設について、期限までに移行等の対応が完了するよう、必要な対応を改めてお願い致します。具体的には、個別の施設ごとに、介護医療院等への移行等の検討・対応状況を確認した上で、現段階において対応方針が未定の施設に対して早期の意思決定に向けた支援を行うなど、移行等の検討・対応に係る必要な支援をお願いいたします。

また、厚生労働省では、令和4年度予算事業として、前年度に引き続き、「介護医療院開設移行状況把握及び研修等事業」を、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社への委託により実施します。

本事業では、定期的に、各許可権者（都道府県・指定都市・政令市）に対し、管下の介護療養型医療施設の移行状況等に関する調査を実施するとともに、各施設への支援に係る対応方針等を電話等でお伺いする予定ですので、御協力いただきますようお願いいたします。また、別途事務連絡（※）でお知らせしているとおり、本事業では、移行支援等に関する許可権者担当者向けの研修会も実施することとしております。第1回研修会（7月21日（木）開催）にて、上記調査等を含めた本事業の詳細について説明する予定ですので、御担当職員の派遣に御協力いただきますようお願いいたします。

さらに、本事業では、必要に応じて、委託業者から各介護療養型医療施設に対して、移行等の検討・対応状況等をお伺いするとともに、移行等の検討・対応の参考となる情報提供等を行う（電話又は訪問により実施）予定ですので、御協力いただくよう貴管下の介護療養型医療施設にご周知方お願いいたします。

（※）「介護療養型医療施設実務担当者研修会（令和4年度 介護医療院開設移行状況把握及び研修等事業）の開催について（依頼）」（令和4年6月28日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

問合せ先

厚生労働省 老健局

老人保健課 老人保健施設係 橋本、佐野

電話：03-5253-1111（内線：2174）

FAX：03-3595-4010